



# 秋田県公報

## 目次

### 告示

漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(九・水産漁港課)

既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(一〇〇〜一三三・商工業振興課)

道路区域の変更(一四・道路環境課)

道路の供用開始(一五〜一七・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(一八・道路環境課)

河川区域の変更による廃川敷地等(一九、二〇・河川課)

開発行為に関する工事の完了(二一、二二・仙北建設事務所)

開発行為に関する工事の完了(二三・雄勝建設事務所)

保安林の予定森林の指定(二四・森林土木課)

地域森林計画の変更(二五・林業政策課)

### 公告

特定非営利活動法人設立の認証の申請(県民文化政策課)二件

県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(山本総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北総合農林事務所)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の変更(平鹿総合農林事務所)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(雄勝総合農林事務所)

市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定(雄勝総合農林事務所)

土地改良事業工の完了の届出(雄勝総合農林事務所)

### 告示

秋田県告示第九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

届出	発起人の住所及び氏名 男鹿市戸賀戸賀字戸賀二百四番地 飯沢篤志 男鹿市戸賀戸賀字戸賀八十八番地 平川秀三郎
事項	加入区 戸賀 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 男鹿市漁業協同組合
縦覧期間	指定漁船調書の縦覧の期間及び場所 平成十四年一月十一日から同月二十五日まで
縦覧場所	男鹿市北浦北浦字忍田百五番地 男鹿市漁業協同組合

## 秋田県告示第十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦  
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ウエルマートショッピングセンター  
本荘市出戸町字岩淵下十八番地
- (三) 変更しようとする事項  
(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
イオン株式会社外六  
ア 変更前 午後九時  
ただし、年間六十日間は午後十時  
イ 変更後 午後十一時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで  
ただし、年間五十六日間は午前八時四十五分から午後十時十五分まで、年間四日間は午前五時四十五分から午後十時十五分まで  
イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで  
ただし、年間四日間は午前五時四十五分から午後十一時十五分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十三年十二月二十一日  
二 届出年月日  
平成十三年十二月十九日  
三 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所

## 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

## (二) 縦覧期間

平成十四年一月十一日から同年五月十三日まで

## 四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

## 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

## (三)(二)(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

## 秋田県告示第十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
拡大製材株式会社 取締役社長 深 瀬 貞 吉  
湯沢市字万石三百五十三番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユザワプラザ  
湯沢市材木町二丁目一番十八号
- (三) 変更しようとする事項  
(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
イオン株式会社外九  
ア 変更前 午後九時  
ただし、年間六十日間は午後十時  
イ 変更後 午後十一時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで

(四) 変更する年月日

平成十三年十二月二十一日

二 届出年月日

平成十三年十二月十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年一月十一日から同年五月十三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年一月十一日

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

東北製鋼株式会社 取締役社長 片野 十三

秋田市寺内字大小路二百七番地の十三

秋田県知事 寺田 典城

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

土崎ショッピングセンター

秋田市土崎港南二丁目三番四十一号

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

イオン株式会社外十三

ア 変更前 午後九時

ただし、年間六十日間は午後十時

イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで

ただし、年間五十七日間は午前八時四十五分から午後十時十五分

まで、年間三日間は午前六時四十五分から午後十時十五分まで

イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

ただし、年間三日間は午前六時四十五分から午後十一時十五分

まで

(三) 変更する年月日

平成十三年十二月二十一日

二 届出年月日

平成十三年十二月十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年一月十一日から同年五月十三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、

大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
 平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
 能代中央都市開発株式会社 代表取締役 林 直樹

能代市柳町十一番一号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 能代ショッピングセンター

能代市柳町十一番一号

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
 イオン株式会社外六

ア 変更前 午後九時

ただし、年間六十日間は午後十時

イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで

ただし、年間五十九日間は午前八時四十五分から午後十時十五分

イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

ただし、年間一日間は午前四時四十五分から午後十一時十五分まで  
 (四) 変更する年月日  
 平成十三年十二月二十一日

二 届出年月日  
 平成十三年十二月十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間  
 縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十四年一月十一日から同年五月十三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
秋田岩見船岡線	秋田岩見船岡線			秋田市広面字谷内佐渡六〇番二から一一番二まで		七・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・一六六
秋田岩見船岡線				"		一〇・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・一六六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年一月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年一月十一日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田岩見船岡線	秋田市広面字谷内佐渡六〇番二から一一番二まで

二 供用開始の期日 平成十四年一月十一日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年一月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年一月十一日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県道	富根能代線	能代市朴瀬字家後三九番一地先から字中坪八一番一地先まで
----	-------	-----------------------------

二 供用開始の期日 平成十四年一月十五日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年一月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年一月十一日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田天王線	南秋田郡天王町天王字追分西三〇番三〇六地内

二 供用開始の期日 平成十四年一月十一日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年一月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

県 道		新	旧
		男鹿半島線	男鹿半島線
		男鹿市船川港台島字浜平二番三から二三番地先まで	
		"	
		七・七〇〇一〇・二〇	六・八〇〇一〇・〇〇
		〇・〇五四	〇・〇五四

- 二 供用開始の期日 平成十四年一月十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十四年一月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 二級河川西部承水路
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年十二月四日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
若美町福米沢字塩柄四十七番十四地先から 字馬場田六十二番十一地先まで	土 地	一〇〇七八・〇四平方 メートル

関係図面は、建設交通部河川課及び秋田建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第二十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 二級河川西部承水路
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年十二月四日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
若美町野石字浜田百四十二番地先から百七 番地先まで及び十八番地先から字道田百六 番地先まで	土 地	二九〇四八・七五平方 メートル

関係図面は、建設交通部河川課及び秋田建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十三年九月六日付け指令仙建 二二八 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大曲市花園町一番一号
- 大曲市土地開発公社 理事長 高 橋 司
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

大曲市福田町二百三十六番、二百三十七番、二百八十二番及び二百八十三番

秋田県告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年三月二十八日付け指令仙建 二十八 十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大曲市東川字佐戸三十九番

大槻工業株式会社 代表取締役 大槻 正太郎

二 開発区域に含まれる地域の名称

大曲市大曲字下高畑二十番一、二十三番一、二十三番二、二十三番三、二十五番一、二十六番三、二十八番、三十三番一、三十四番一、三十四番二、三十四番三、三十四番五、三十四番六、三十五番一、三十六番一、三十六番六、四十三番五、百五番二、百四番一、百四番二及び同市東川字東田五十四番一

秋田県告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十一月二十九日付け指令雄建 十一 六で許可した開発行為に関する工事が完了した

ので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平鹿郡十文字町梨木羽場字羽場下十四番地一

有限会社 栗駒企画コンサルタント

代表取締役 柴田勝男

二 開発区域に含まれる地域の名称

湯沢市岩崎字中雨池八番、十一番、七十五番一、七十六番一、八十番、八十六番二、八十七番及び八十八番二、字松浦百五十八番、百六十番、百六十一番、百六十二番、百六十六番三及び百八十三番一、字桜森一番、四番、九番及び十番、字桂沢十四番、字千石沢七番

秋田県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

郡市	大字	字	地番	全 面 積		保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件						
				台帳 (平方メートル)	見込み (ヘクタール)			伐採種別	立木の伐採の方法	間伐その他 の採択に係る 特別の場合 の採択に係る	立木の伐採 の限度及び 植栽の期間 並びに樹種	主伐として 伐採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準	(附属明細 書)との 関係	(附属明細 書)との 関係
男鹿市	船越	一向	二〇七の三一 二〇七の三五 二〇七の四五 二〇七の三五 二〇七の三九 二〇七の一四〇 二〇七の一四二 二〇七の一四四 二〇七の一五二	五、二三〇 七、一四七 一、五二六 六四六 四九七 九三九 一、二二七 二七八	〇・五三三〇 〇・七一四七 〇・一五二六 〇・〇六四六 〇・〇四九七 〇・〇九三九 〇・一二二七 〇・〇二七八	〇・五三三〇 〇・七一四七 〇・一五二六 〇・〇六四六 〇・〇四九七 〇・〇九三九 〇・一二二七 〇・〇二七八	風害の防備	択伐						

〃	〃	〃	二〇七の二〇七	六、九七〇	〇・六九七〇	〇・六九七〇	伐期齢以上のものとす
〃	〃	〃	二〇七の二〇一	三、九三六	〇・三九三六	〇・三九三六	
〃	〃	〃	二〇七の二〇七	七八八	〇・〇七八八	〇・〇七八八	

(「附属明細書」は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二十五号

森林法の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)附則第三条第一項の規定により、米代川地域森林計画、雄物川地域森林計画及び吉川地域森林計画を変更したので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、林務部林業政策課及び各総合農林事務所において縦覧に供する。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

公 告

申請年月日	平成十三年十二月二十日	申請に係る特定非営利活動法人の名称	雄物川国際カヌークルージング場	代表者氏名	中西 信豊	主たる事務所の所在地	湯沢市清水町三丁目七番二十八号	定款に記載された目的	この法人は、自然河川環境社会を構築する”人””河川自然環境”そして”それらのネットワーク”に対して、自然環境保護活力の向上に関する事業を行い、健やかで豊かな自然環境保護化社会の創成に寄与することを目的とする。
-------	-------------	-------------------	-----------------	-------	-------	------------	-----------------	------------	--

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

申請年月日	申請に係る特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
-------	-------------------	-------	------------	------------



平成十三年十二月二十日	国際知的所有権監理保護機構秋田	木村好則	湯沢市清水町三丁目七番一八号	この法人は、知的生産活動を構築する“人”“文化”そして“それらのネットワーク”に対して、知的生産力の向上に関する事業を行い、豊かな知的財産権利化社会の創成に寄与することを目的とする。
-------------	-----------------	------	----------------	---

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年一月十一日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城  
 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(宿内地区ほ場整備事業)担い手  
 育成型)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- 三 縦覧場所 比内町役場

平成十三年十二月二十六日県営土地改良事業(琴丘北地区県営低コスト化水田農業  
 大区画ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九  
 十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づ  
 き、公告する。  
 平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年一月十一日

平成十四年一月十一日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城  
 事業(一般型)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- 三 縦覧場所 西木村役場

平成十四年一月十一日

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(川原北部地区ほ場整備事業  
 (担い手育成型)換地計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- (三) 縦覧場所 角館町役場
- (一)(三) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(下田沢地区ほ場整備事業(担  
 い手育成型)換地計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- (三)(二) 縦覧場所 田沢湖町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する  
 同法第八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区からなされた新たな土地改良  
 事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用す  
 る同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(下境地区基盤整備促進事業)計画書  
 及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- 三 縦覧場所 横手市役所

平鹿郡大雄村田根森字根田谷地東百四十五番地横井鉄雄ほか十五人から申請があつ  
 た県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので土地改良法(昭和  
 二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七  
 条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(田根森地区ほ場整備事業(担い手育成型))変更計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- 三 縦覧場所 大雄村役場、横手市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、羽後町嶋田新田土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(高尾田地区基盤整備促進事業(かんがい排水))計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- 三 縦覧場所 羽後町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、皆瀬村からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業(皆瀬(貝沼)地区中山間地域総合整備事業)変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月十五日から同年二月十二日まで
- 三 縦覧場所 皆瀬村役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百十三条の二第一項の規定により、皆瀬村から土地改良事業(市野地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))に係る工事が平成十三年十二月二十五日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄